

第20回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

- ② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。

- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
 - ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
 - ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほか必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

- (2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

- (3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

- (4) 当社グループにおける業務の適正について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成しており、常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

<ご参考>

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様
に高い満足度を提供する」ことを目標として、グループ全体の持続的な成
長と企業価値の向上を目指しております。その実現のために、コーポレー
ト・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けており、監督機能の強化
と意思決定の迅速化を図ることによりコーポレート・ガバナンスの強化に
努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに係る基本方針

- ① 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うと
ともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努め
ます。
- ② 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々な
ステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に
認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示
以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- ④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独
立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを
はじめとする役割・責務を適切に果たします。
- ⑤ 当社は、株主総会の場合以外においても、株主との間で建設的な対話に
努めます。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 期首残高	50,000	376,840	△196,876	△92	229,871
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,699		△1,699
会計方針の変更を反映した 当期首残高	50,000	376,840	△198,575	△92	228,171
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			370,450		370,450
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	370,450	－	370,450
2025年3月31日 期末残高	50,000	376,840	171,874	△92	598,622

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 調 整	替 換 算 定 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合			
2024年4月1日 期首残高	6,252	6,252	1,007	115,843	352,973
会計方針の変更による 累積的影響額	9,567	9,567			7,868
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,819	15,819	1,007	115,843	360,842
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					370,450
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,081	1,081	－	△1,021	59
連結会計年度中の変動額合計	1,081	1,081	－	△1,021	370,510
2025年3月31日 期末残高	16,901	16,901	1,007	114,821	731,352

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

9 社

株式会社スープ

株式会社東京テレビランド

株式会社マフィンホールディングス

Mafin inc.

Smartcon inc.

株式会社 J E インベストメント

株式会社 J E マーケティング

J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合

J E インベストメント 2 号匿名組合

2024年7月12日付で、Matched inc. は第三者割当増資に伴い持分比率が低下したため連結子会社から持分法適用会社としております。

2024年10月31日付で株式会社マフィンの全株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- ・ 持分法適用会社の数
- ・ 持分法適用会社の名称

1 社

Matched inc.

2024年7月12日付で、Matched inc. は第三者割当増資に伴い持分比率が低下したため連結子会社から持分法適用会社としております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちMafin inc.、Smartcon inc.、及び J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券（市場価格のない株式等）

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産

当社及び国内子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。海外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 5～15年

工具、器具及び備品 3～5年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

在外連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 通信販売事業

通信販売事業は、主にテレビ通販番組の提供を行っております。当該番組の提供については顧客に番組を提供した時点で収益を認識しております。番組の提供のうち当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が制作する番組と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

ロ デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、主にリワード広告及びデジタルギフトの提供を行っております。リワード広告については広告の掲載が終了した時点で、デジタルギフトについては、デジタルギフトが使用された時点又はデジタルギフトの期限が満了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。デジタルギフト等の提供のうち、連結子会社は基本的に代理店の立場であることから、デジタルギフト等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	7,580

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の事業計画を前提として繰延税金資産の評価を行っております。

当該事業計画は、2025年3月31日において翌期の判断に重要な影響を与える事象が発生しないことを前提に繰延税金資産を評価しております。なお、予測できない感染症の流行又は市場環境の変化等が生じた場合には、見積りの評価に影響が生じる可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	46,365
無形固定資産	20,689

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、連結子会社の各社を一つの単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループの来年度計画及びそれ以降の計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、将来の事業計画に基づき策定しており、主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、売上原価、人件費等の販売管理費の変動予測等を織り込んでおります。

当該事業計画は、当連結会計年度末時点において翌期の判断に重要な影響を与える臨時の事象が発生しないことを前提にしており、予測できない感染症の流行又は市場環境の変化などが生じた場合には、減損損失を認識する可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(子会社における日本基準に基づく会計処理の適用)

当社の連結子会社であるMafin inc. 及び同社の子会社において、従来は国際財務報告基準(I F R S)を適用しておりましたが、当連結会計年度より日本基準を適用しております。

この変更は当連結会計年度より、Mafin inc. 及び同社の子会社において実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」で容認されている当面の取扱いの要件を満たさなくなったことから、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき親会社であるジェイ・エスコムホールディングス株式会社の適用している会計基準(日本基準)に統一することを目的とするものであります。

当該変更は遡及して適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は1,699千円減少し、為替換算調整勘定の遡及適用後の期首残高は9,567千円増加しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「前渡金」は99,614千円です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る負債

①担保に供している資産

定期預金

368,422千円

②担保に係る負債

未払金

561,861千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

50,138千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,567,990	—	—	11,567,990
合計	11,567,990	—	—	11,567,990
自己株式				
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は金融機関等からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

関係会社長期貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

また、支払手形及び買掛金、未払金及び未払費用についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

長期借入金は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、手許流動性を一定レベルに維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
関係会社長期貸付金	31,572		
貸倒引当金(※2)	(31,512)		
	59	58	△1
差入保証金(1年以内回収予定のものを含む)	39,905	30,728	△9,176
資産計	39,965	30,787	△9,178
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	312,372	312,372	—
負債計	312,372	312,372	—

(※1) 負債に計上しているものについては、()で示しております。

(※2) 関係会社長期貸付金は、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 「現金」については現金であること、及び「預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」並びに「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	207,600	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済 予定の長期借 入金を含む)	312,372	—	—	—	—	—
合計	519,972	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	—	58	58
差入保証金	—	39,905	—	39,905
資産計	—	39,905	58	39,964
長期借入金	—	312,372	—	312,372
負債計	—	312,372	—	312,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、担保及び相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、埼玉県において遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,378	—	4,378	4,382

(注) 当連結会計年度末の時価については、「路線価」に基づいて算定した金額です。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	通信販売 事業	デジタルマーケティング事業	計		
一時点で移転される財	361,580	946,175	1,307,756	5,049	1,312,806
一定の期間にわたり移転される財	5,973	—	5,973	—	5,973
顧客との契約から生じる収益	367,554	946,175	1,313,730	5,049	1,318,779
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	367,554	946,175	1,313,730	5,049	1,318,779

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、理美容事業、コンサルティング事業、出版関連事業、投資事業及び代理店手数料収入等を含んでおります。

2. 「理美容事業」及び「コンサルティング事業」の量的重要性が低下したことに伴い当連結会計年度より報告セグメントから除外し、「その他事業」に含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
前受金	1,170千円	25,748千円

契約負債は、主として、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

前受金は、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	53円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
2 0 2 4 年 4 月 1 日 期 首 残 高	50,000	376,840	376,840	△137,709	△137,709	△101	289,028	289,028
事業年度中の変動額								
当期純損失（△）				△18,452	△18,452		△18,452	△18,452
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （ 純 額 ）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△18,452	△18,452	-	△18,452	△18,452
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	50,000	376,840	376,840	△156,162	△156,162	△101	270,575	270,575

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②関係会社社債 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- 工具、器具及び備品 4～5年
- ②無形固定資産 定額法によっております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- コンサルティング事業
- コンサルティング事業は、役務の提供を主な事業とし、これらの役務の提供については一定の期間にわたり役務の提供が行われることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社社債

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	288,238
関係会社社債	71,062

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の事業計画を前提として関係会社株式及び関係会社社債の評価を行っております。

当該事業計画は、2025年3月31日において翌期の判断に重要な影響を与える事象が発生しないことを前提に関係会社株式及び関係会社社債を評価しております。なお、予測できない感染症の流行又は市場環境の変化等が生じた場合には、見積もりの評価に影響が生じる可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 493千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

短期金銭債務 192,361千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 95,531千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金	27,181千円
投資有価証券評価損否認	451,661千円
その他	5,402千円
繰延税金資産小計	484,245千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△27,181千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△457,064千円
評価性引当額小計	△484,245千円
繰延税金資産合計	－千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職 業	議 決 権 等 所 有 割 合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ ス ー プ	10,000	理美容商 材 販 売 コンサル ティング 事 業 等	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の借入	コンサルテ ィング料	12,000	－	－
						－	－	関係会社短 期借入金	15,000
						利息の支払	112	－	－
子会社	㈱東京テレビ ラ ン ド	50,000	通信販売 事 業	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の借入	コンサルテ ィング料	36,000	－	－
						－	－	関係会社短 期借入金	75,000
						利息の支払	749	－	－
子会社	㈱マフィンホ ールディン グ ス	47,500	持株会社	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルテ ィング料	26,531		
						－	－	関係会社 債 権	71,062
						有価証券利 息 取 入	3,303	未収利息	533
子会社	㈱ マフィン	2,500	デジタル ギフト事 業	所有 間接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルテ ィング料	21,000	－	－
子会社	㈱J Eマーケ テ ィ ン グ	3,000	マーケテ ィング事 業	所有 間接 60.0	役員の兼任	預り金の入金	102,361	預り金	102,361

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①㈱スープ、㈱東京テレビランド及び㈱マフィンへの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。

②㈱東京テレビランドからの借入利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。

③㈱マフィンは当連結会計年度中に連結子会社から除外したため、当該取引金額については当該除外直前の内容を記載しております。

- (3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

- (4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

23円46銭

- (2) 1株当たり当期純損失(△)

△1円53銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。